

議案第42号

専決処分の報告及び承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和7年5月12日提出

磐田市長 草地博昭

専 第 4 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、
磐田市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

磐田市長 草地博昭

磐田市税条例の一部を改正する条例

磐田市税条例（平成17年磐田市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第27条第9項及び第71条第1項第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

第94条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第99条第2項第2号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改め、同項第5号中「定格出力」の次に「（第94条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第100条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「運転免許証の番号、交付年月日及び」を「運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

第123条の2第2項第1号及び第137条第1号中「第2条第15項」を「第2条第16項」に改める。

附則第16条の2第21項中「第15条第37項」を「第15条第36

項」に改める。

附則第55条中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第94条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

磐田市税条例新旧対照表

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(市民税の申告)</p> <p>第27条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第13条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）</p> <p>第71条 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（当該書類を提出する者の個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律<u>第2条第15項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(種別割の税率)</p> | <p>(市民税の申告)</p> <p>第27条 略</p> <p>2～8 略</p> <p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第13条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。</p> <p>（施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出）</p> <p>第71条 施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。</p> <p>(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（当該書類を提出する者の個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律<u>第2条第16項</u>に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(種別割の税率)</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|---|
| <p>第94条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は _____ 定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円 (追加)</p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は _____ 定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>エ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第99条 略</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p> | <p>第94条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円</p> <p>オ 略</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(種別割の減免)</p> <p>第99条 略</p> <p>2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)</p> |

| 現行 | 改正案 |
|--|--|
| <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力</p> <hr/> <p>(6)～(8) 略</p> <p>3 略</p> <p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第100条 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<u>身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等を常時介護する者の運転免許証</u>（以下この項において「<u>運転免許証</u>」という。）を提示</p> <hr/> <p>するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>運転免許証の番号、交付年月日及び</u></p> | <p>(3)・(4) 略</p> <p>(5) 原動機の総排気量又は定格出力<u>（第94条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力）</u></p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>3 略</p> <p>(身体障害者等に対する種別割の減免)</p> <p>第100条 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下この項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された<u>身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等を常時介護する者の運転免許証</u>（以下この項において「<u>運転免許証</u>」という。）<u>又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項</u>を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許</u></p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件</p> <p>(6) 略 (追加)</p> <p><u>3</u> 略 <u>4</u> 略</p> <p>(特別土地保有税の減免) 第123条の2 略</p> <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第137条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。</p> | <p style="text-align: center;">情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件</p> <p>(6) 略</p> <p><u>3</u> 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。</p> <p><u>4</u> 略 <u>5</u> 略</p> <p>(特別土地保有税の減免) 第123条の2 略</p> <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告) 第137条 鉱泉浴場を営もうとする者は、経営開始の日の前日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。申告した事項に異動があった場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。</p> |

| 現行 | 改正案 |
|---|---|
| <p>(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しないものにあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>附 則</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第16条の2 略</p> <p>2～20 略</p> <p>21 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>22・23 略</p> <p>（読替規定）</p> <p>第55条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第34項まで、<u>第37項、第38項、第42項若しくは第45項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第140条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> | <p>(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しないものにあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>附 則</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第16条の2 略</p> <p>2～20 略</p> <p>21 法附則第15条第36項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>22・23 略</p> <p>（読替規定）</p> <p>第55条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第140条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> |